

令和 6 年 第 2 回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	令和 6 年 2 月 9 日（金）午前 9 時 3 2 分～
2. 場 所	にかほ市金浦庁舎 第 3 会議室
3. 委員総数	1 2 名
4. 出席した委員（1 2 名）	1 番 佐々木純子 2 番 加藤朋光 3 番 佐々木鋼記 4 番 須田貴志 5 番 齋藤一成 6 番 巴 朋之 7 番 須藤孝子 8 番 須田 久 9 番 佐藤久美子 10 番 森 孝良 11 番 遠藤 豊 12 番 小林 豊 （傍聴人 推進委員 伊藤 盛雄 ）
5. 欠席した委員（0 名）	
6. 総会議長	会長 小林 豊
7. 議事録署名委員	4 番 須田貴志 5 番 齋藤一成
8. 出席した事務局職員	事務局長 小森俊英 副主幹班長 村上裕子 主査 齊藤雄介
9. 議事日程	第 1 議事録署名委員の指名 第 2 会議書記の指名 第 3 会期の決定 第 4 諸般の報告 第 5 議案審議
報告第 2 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知（合意解約）について ・・・【 1 4 件】
議案第 4 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の件について ・・・【 2 件】
議案第 5 号	農地法第 5 条の規定による使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件について ・・・【 1 件】

議案第 6 号	農地法第 5 条の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件について ・・・【 1 件】
議案第 7 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について ・・・【 8 8 件】
◆事務局長	ただ今より、令和 6 年第 2 回農業委員会総会を開催いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。 (開会 午前 9 時 3 2 分)
◇会長	おはようございます。 2 月といえば一番寒く積雪も多い時期だと思っていましたが、今年はこのような暖冬ということで、今年の農業が不安でいっぱいであります。 このような天候でもありまして、そろそろ春作業の準備を進めようかと思うところですが、農業関係を始め、様々な会議・打合せが入っておりまして、そういうのに出席することも勉強なのかな、と感じているところです。 さて、食料・農業・農村基本法の改正案が国会に提出されているようですが、国会は、パーティー券収入のキックバック問題一色という状況で、本来成すべき国会の姿が見えないというのが、大変残念であると思います。 我々、農業委員会としては農業の変化、流れを見ながら、委員会の業務を進めていかなければなりませんので、今後ともご協力をお願いいたします。
◆事務局長	ありがとうございました。 議事に移ります前に議案書の訂正をお願いいたします。本日、お手元に「訂正一覧」を配布しております。訂正内容は、議案番号の誤り、住所の誤り、賃借料の記載漏れ、貸借期間の誤りなどでありますので、よろしくをお願いいたします。 それでは議事に移ります。議事の進行は、にかほ市農業委員会会議規則第 6 条の規定に基づき会長が議長になりまして進めさせていただきます。会長、よろしくお願いいたします。
◇議長	それでは審議に入る前に欠席者を報告します。本日は欠席の届け出はありませんでした。 ただ今の出席委員は、委員総数 1 2 名中 1 2 名です。出席委員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたします。

◇議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

4番 須田貴志委員、5番 齋藤一成委員 の両名にお願いいたします。

◇議長

日程第2 会議書記を指名いたします。

会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

◇議長

日程第3 会期の決定の件を議題といたします。

会議の会期は、本日1日限りと決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

◇議長

ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。

◇議長

日程第4 諸般の報告

1月23日、24日、県都市農業委員会会長会の先進地視察研修がございまして、私と事務局長が参加しております。視察先は、宮城県大崎市の「まやまのさとうファーム」と仙台市の「せんだい農業園芸センター」でした。

「さとうファーム」は、米とトマトを栽培する法人ですが、従業員は家族である社員3名と6名のパートとのことです。トマトはハウス栽培で販売額は■■■■円、省力化のため温度、湿度、二酸化炭素濃度などは自動調整となっているとのことでした。「せんだい農業園芸センター」は、元々は仙台市が運営する施設でしたが、東日本大震災の津波被害により施設の維持が難しくなったことから、J Rグループの会社へ運営を委託し、現在、観光果樹園をメインとして、農産物の生産や販売を行ってまいりました。

1月24日、秋田しんせい農協の農政集会が、由利本荘市西目の「シーガル」で開催され、遠藤職務代理より出席いただいております。

◇議長

日程第5 議案審議に入ります。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について上程します。一括して事務局の説明を求めます。

議案書6ページからになります。

◆事務局長

報告第2号－1は、所有権移転のため解約するものです。なお、所有権移転の案件として、議案第4号－2へ上程されてお

ります。

報告第2号-2は、相続で貸渡人の所有となった農地であります。居住する集落外の農地のため自らは耕作できず、他の農地と一括で借受人に貸し付けたものです。ですが、一部農地が隣接農地と現況一枚となっており、また、採種圃の農地となっていることから、併せてハウス用の農地と作付予定の無い畑も解約するものです。解約する一部農地につきましては、議案第7号-15へ上程されております。

報告第2号-4は、規模縮小のため解約するものです。なお、新たな利用権の設定として、議案第7号-27へ上程されております。

報告第2号-5から15は、大須郷地区の農地について、農地中間管理事業を活用しながら、事実上の耕作地の交換や、集積・集約を進めるため解約するものです。解約する農地については新たな利用権の設定として、全て、議案第7号に上程されております。なお、この中間管理事業を活用した利用権の設定は、須田貴志委員の協力を得ながら、須藤長之助推進委員が中心になってまとめていただいたものです。

◇議長

報告第2号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見等ないようですので、報告第2号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第4号 農地法第3条の規定による所有権移転の件について を上程します。一括して事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書10ページになります。

議案第4号-1と2は、受人が同一で、いずれも贈与による所有権移転であります。1と2の農地は受人の所有する農地と隣接し、現況一枚となっております。渡人、受人の居住する集落では集落型農業法人を立ち上げ、今後は法人に集積していく予定となっております。耕作するのは法人であり、個人で耕作

する予定はありませんが、構成員へ所有権移転し、構成員が法人に貸し付けるのであれば、その農地を耕作しない個人への所有権移転は認められるものであります。

◇議長

議案第４号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、はじめに議案第４号－１について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定します。

◇議長

次に、議案第４号－２について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定します。

◇議長

次に、議案第５号 農地法第５条の規定による使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書は１１ページからとなります。

議案第５号は、住宅新築のため農地を転用しようとするものであります。１７ページから２１ページにかけて、付近見取図と公図、申請地の現況写真がありますが、申請地は、横根の住宅地の端にある、登記地目が畑の農地です。

申請書および計画書等を１２ページから１６ページに掲載しておりますが、貸渡人と借受人は祖父と孫の関係で、借受人は現在秋田市に居住しているものの、勤務先が由利本荘市の企業であることから、両市内で適地を探していたものですが、申請地の隣接地が祖父所有の宅地であることから選定したものです。が、建築しにくい形状であることから、建築に必要な最小限の面積で農地を分筆し、転用しようとするものです。

転用許可の要件である農地区分は、住宅地には近いものの、申請地の西側、南側は小集団の畑地となっていることから第２種農地と判断されますが、第１種農地でも転用可能な、集落に接続して設置される日常生活上必要な施設であることから、不許可の例外として認められております。現地につきましては、由利地域振興局職員及び遠藤職務代理、佐藤委員に確認していただいております。

◇議長

議案第５号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第５号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定します。

◇議長

次に、議案第６号 農地法第５条の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書は２４ページからとなります。

議案第６号は先月の総会で、農業振興地域整備計画変更案について意見を求められた、コンビニエンスストア店舗設置に伴う農地転用であります。

申請書、計画書等を２５ページから３１ページに、付近見取図、公図、現況写真、土地利用計画図を３２ページから３６ページに掲載しております。先月の総会でも説明しておりますので、詳細は省略させていただきますが、場所は、白瀬記念館と芹田集落を結ぶ市道と国道７号線との交差点付近であります。

転用許可の要件である農地区分は、農振農用地区域からの除外が確定したとして、原則転用が許可されない第１種農地と判断されますが、隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するもので、総面積に占める農地の面積が３分の１を超えないことから、不許可の例外として認められております。現地につきましては、由利地域振興局職員及び遠藤職務代理、佐藤委

員に確認していただいております。

◇議長

議案第 6 号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第 6 号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定します。

◇議長

次に、議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書 37 ページからとなります。市長より、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。

利用権設定の計画が合わせて 88 件でありまして、うち賃借権の新規が 68 件、再設定が 16 件、使用貸借権の設定が 4 件で、利用権設定の総面積は 449,006㎡です。

以上の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしていると考えます。

今月も件数が多いので、新規を中心に説明いたします。始めに、議案第 7 号－1 から 12 までを説明いたします。

議案書 38 ページから 41 ページ上段までとなります。

議案第 7 号－1 から 6 は、受人が 2 名で、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第 7 号－7 は、賃借権の新設であります。これまで耕作していた受人が耕作できなくなったことと、一部農地が中山間直接支払制度の対象農地となっていることから、集落内の調整により利用権を設定するものです。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第 7 号－ 8 は、使用貸借権の新設であります。期間満了により返却された農地を新たに利用権設定するものであります。直前の受入と今回の受入はどちらも畜産を営んでおり、飼料作物作付けのため、スムーズに権利設定に至ったものです。

議案第 7 号－ 9 から 1 1 は、いずれも賃借権の再設定となります。それぞれの契約条件並びに受入の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第 7 号－ 1 2 は、賃借権の新設であります。こちらも期間満了で返却された農地を新たに利用権設定するものです。それぞれの契約条件並びに受入の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第 7 号－ 1 から 1 2 までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第 7 号－ 1 から 1 2 について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、議案第 7 号－ 1 から 1 2 については、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

次の議案、第 7 号－ 1 3 と 1 4 は、 8 番 須田久委員 と関連がありますので、農業委員会等に関する法律第 3 1 条及びにかほ市農業委員会会議規則第 1 8 条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

〈 8 番 須田久委員 退席〉

(午前 9 時 5 7 分)

◇議長

議案第 7 号－ 1 3 、 1 4 について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書 4 5 ページになります。議案第 7 号－ 1 3 と 1 4 は、賃借権の新設であります。渡人がこれまで自作しておりましたが、法人の構成員でもあることから権利を設定することになったものであります。契約条件並びに受入の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第7号－13、14の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第7号－13、14について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

8番 須田久委員 の入室を許可します。

〈8番 須田久委員 着席〉 (午前 9時59分)

◇議長

続けて事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第7号－15から17までを説明いたします。議案書は46ページからになります。

議案第7号－15は、賃借権の新設であります。報告第2号－2に係る農地でありまして、当該地は受人の耕作する隣接農地と現況一枚の農地となっていることから、権利を設定するものです。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第7号－16は、賃借権の新設であります。期間満了により返却された農地を新たに利用権設定するものです。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第7号－17は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第7号－15から17までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第7号－15から17について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求

めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、議案第7号－15から17については、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

次の議案第7号－18から27は、6番 巴朋之委員 と関連がありますので、農業委員会等に関する法律第31条及びにかほ市農業委員会会議規則第18条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

〈6番 巴朋之委員 退席〉

(午前10時01分)

◇議長

議案第7号－18から27について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書47ページ下段から53ページまでとなります。

議案第7号－18から27は、受人がいずれも同一で、18から19は賃借権の再設定、20から27はいずれも賃借権の新設であります。受人の経営状況は47ページ、第7号－18の備考欄に記載のとおりでありまして、契約条件は全て、賃借料が■■■■円/10a、期間は5年間となっております。

そのうち、新設である、第7号－20と21は、主に昨年解約された農地であります。22から25は、これまで自作されていた農地で、22は規模縮小、23と24は事実上の離農、25は耕作者の死亡によるものです。26は、こちらもちょうど昨年解約された農地になります。27も解約された農地で、報告第2号－4に係る農地になります。

◇議長

議案第7号－18から27の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第7号－18から27について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

6 番 巴朋之委員 の入室を許可します。

〈6 番 巴朋之委員 着席〉

(午前 10 時 03 分)

◇議長

続けて事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書 54、55 ページになります。

議案第 7 号－28 は使用貸借権の再設定、29 から 31 は賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

続きまして、議案書 56 ページからになります。

議案第 7 号－32 以降は、いずれも農地中間管理事業を活用した、賃借権または使用貸借権の新設であります。一部、事実上の再設定もありますが、農地中間管理事業を活用した権利設定としては初めてですので、新設とさせていただきます。また、報告第 2 号でも説明しておりますが、この権利設定は、大須郷地区内の受け手が耕作している分散した農地を集積、集約し、農作業の効率を上げるため、地域農業者協議会の話し合いでまとめたものです。

56 ページの議案第 7 号－32 から、63 ページの第 7 号－54 までは、個人担い手を受人とした賃借権の新設であります。賃借料は原則 〇〇〇〇 円/10a となっております。

◇議長

議案第 7 号－32 から 54 の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第 7 号－32 から 54 について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

次の議案第7号－55から73は、4番 須田貴志委員 と関連がありますので、農業委員会等に関する法律第31条及びにかほ市農業委員会会議規則第18条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

〈4番 須田貴志委員 退席〉 (午前10時06分)

◇議長

議案第7号－55から73について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書64ページから72ページ上段までとなります。

議案第7号－55から73は、受人が同一で、いずれも賃借権の新設であります。受人の経営状況は64ページ、第7号－55の備考欄に記載のとおりでありまして、賃借料は
■■■■円/10aとなっております。

◇議長

議案第7号－55から73の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第7号－55から73について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

4番 須田貴志委員 の入室を許可します。

〈4番 須田貴志委員 着席〉 (午前10時08分)

◇議長

続けて事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書 72 ページ下段から 80 ページとなります。

議案第 7 号－74 から 88 は、受人が同一で、賃借権と使用貸借権の新設であります。受人の経営状況は、72 ページ、7 号－74 の備考欄に記載のとおりであります。賃借料は受人の栽培品目が「さつまいも」であることから、原則 〇〇〇〇 円/10a となっております。

◇議長

議案第 7 号－74 から 88 の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第 7 号－74 から 88 について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。

これをもって総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(閉会 午前 10 時 12 分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和6年2月9日

議事録署名委員

総会議長	会長	印
委員	4番	印
委員	5番	印